

現在の産業別最低賃金の適用対象労働者、申出要件 及び審議会における審議の在り方

1 適用対象労働者

(1) 適用対象業種

原則として日本標準産業分類の小分類又は必要に応じ細分類。ただし、同種の基幹的労働者をそれぞれ含む2以上の産業を併せて1の産業別最低賃金の設定が可能。

(2) 基幹的労働者

- ・ 一般的には当該産業に特有の又は主要な業務に従事する労働者
- ・ 現行の産業別最低賃金では、原則として、以下を除外した者
 - ① 18歳未満又は65歳以上の者
 - ② 雇入れ後6月(3月)未満の者で、技能習得中の者
 - ③ 清掃、片付けの業務や当該産業に特有な軽易業務に従事する者

2 申出要件

(1) 労働協約ケース

① 決定に関する申出

同種の基幹的労働者の2分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受ける場合において、協約当事者である労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出

※「賃金の最低額」とは、いわゆる最低賃金額についての定めをしたものとし、初任給や特定の年齢ポイントの最低保障額を定めたもの等は直ちにこれに該当するものではない。ただし、当該労働協約において約定された賃金を下回る労働者が当該労働協約の適用労働者の中に実質的にいないことが明確であるものは、これに該当するものとすることとされている。

※※現在の労働協約ケースは、「概ね3分の1以上」という昭和61年の中央最低賃金審議会答申に基づく経過措置により旧産業別最低賃金から新産業別最低賃金に転換したものがほとんどである。

② 改正又は廃止に関する申出

同種の基幹的労働者の概ね 3 分の 1 以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受ける場合において、協約当事者である労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出

(2) 公正競争ケース

① 決定に関する申出

事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を設定することが必要であることを理由とする申出（申出の要件について定量的要件を一律に付すことは適当でないが、劳使いずれか一方の「概ね 3 分の 1 以上のものの合意」による申出があったものについては、受理、諮問が円滑に行われることが望ましいとされている。）であって、当該最低賃金の適用を受けるべき労又は使の全部又は一部を代表する者により行われるもの

※現在の公正競争ケースは、旧産業別最低賃金から新産業別最低賃金への転換に当たって、労働協約ケースが適用できない場合について、劳使いずれか一方の「概ね 3 分の 1 以上の合意」（署名、機関決定、協約等）に基づく申出という昭和 61 年の中央最低賃金審議会答申に基づく経過措置により、公正競争上必要性がある場合に該当するものとして取り扱われたものがほとんどである。

② 改正又は廃止に関する申出の要件

事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を改正又は廃止することが必要であることを理由とする申出（同種の基幹的労働者について最低賃金を改正又は廃止することが必要であることを理由とする申出であって、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね 3 分の 1 以上のものの合意により行われるもの）であって、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者により行われること。

3 最低賃金審議会における審議の在り方（労使の合意等）

産業別最低賃金については、地域別最低賃金と同じく、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が必要と認めれば、最低賃金審議会で調査審議を始め、最低賃金額を決定するということになっているものの、その前提として、最低賃金審議会において、労使

の申出に基づく必要性判断についての審議を先行させることとされている。

(1) 必要性判断についての審議

- ・形式的要件を満たした申出によって必要性判断についての審議を原則諮問。
- ・全会一致の議決に至るよう努力する。
- ・公正競争ケースについての必要性判断は、関連する諸条件を勘案の上、企業間、地域間、組織・未組織間に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合に必要性ありとして取り扱う。

(2) 金額についての審議

全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。